

じん肺健康診断のエックス線写真の区分に用いる標準に係る経緯

- じん肺法（昭和 35 年 3 月 31 日法律第 30 号）第 4 条では、じん肺健康診断において撮影されるエックス線写真を第一型から第四型に区分し、その類型とじん肺による肺機能の障害の組み合わせによってじん肺管理区分を定めている。
- 上記のエックス線写真の区分の判定を行うにあたり比較対象となるエックス線写真としては、「じん肺標準エックス線フィルム」（昭和 53 年）が用いられてきた（「改正じん肺法の施行について」（昭和 53 年 4 月 28 日付け基発第 250 号）以下「施行通達」という。）。
- また、デジタル撮影の普及等に伴い、厚生労働科学研究（※ 1）及び検討会（※ 2）での議論を経て、平成 23 年に「じん肺標準エックス線写真集」が刊行され、施行通達においても、エックス線写真の区分の判定は、先述の「じん肺標準エックス線フィルム」（昭和 53 年）及び「じん肺標準エックス線写真集」（平成 23 年）を用いて行うとされた。

※ 1

平成 19～21 年度

「じん肺健康診断におけるエックス線デジタル撮影画像の活用に関する研究」（主任研究者 村田喜代史）

平成 22 年度

「じん肺健康診断等におけるデジタル画像の標準化ならびにモニター診断および比較読影方法の確立に関する研究」（主任研究者 村田喜代史）

※ 2

平成 22 年 10 月～23 年 1 月「デジタル撮影によるじん肺標準エックス線画像に関する検討会」（座長 村田喜代史）

- 今般、厚生労働科学研究（※ 3）において、じん肺診査を円滑に行う上で「じん肺標準エックス線写真集」（平成 23 年）に追加が望ましい症例がある等の報告がなされた。

※ 3

平成 29～令和元年度「じん肺エックス線写真による診断精度向上に関する研究」（主任研究者 芦澤和人）